

令和2年度 静岡市市民自治推進審議会 会議録

- 1 開催期間 令和2年12月10日(木)～令和3年2月5日(金)
- 2 開催方法 電子メール等を活用した書面による開催
- 3 出席者 (委員) 天野委員、北川委員、小山委員、須佐委員、沼田委員、
日詰委員、深澤委員、松平委員、八木委員、山崎委員
(事務局) 企画局 企画課
市民局 市民自治推進課
- 4 議題等 (1) 会長及び副会長の選出
(2) 令和元年度 市民参画手続の実施状況等の報告
(3) 住民投票制度等の報告
- 5 会議内容
(1) 開催の経過
令和2年12月10日(木) 委員に対し開催通知、会議資料を送付
令和2年12月10日(木)
～令和3年1月7日(木) 委員からの意見の提出【別紙1】
令和3年1月12日(火) 委員に対し意見のとりまとめ資料を送付
令和3年1月12日(火)
～令和3年1月25日(月) 委員からの追加・補足意見の提出【別紙2】
令和3年2月5日(金) 委員に対し審議結果等の送付、閉会

(2) 審議結果 【別紙3】のとおり

静岡市市民自治推進審議会 資料に対する各委員からの意見

1 会長及び副会長の選出について

会長及び副会長の就任について、各委員よりご承認いただきました。

会長： 日詰委員

副会長： 小山委員

2 市民参画手続について

(1) 市民参画手続の実施方法・手法の選択基準はどのようなものか

【委員からのご意見】

小山副会長： 意見交換会とワークショップをどのように使い分けているのか。また、案件によってワークショップの手法を使うことがふさわしいかどうか、どのように決定されているのか。

天野委員： 4つの市民参画手続の中から手法を選ぶ際の基準はどのようなものか。その基準についても分かるようにするべきではないか。

北川委員： 市民参画手続を実施する案件の選定基準はどのようになっているのか。

- ・意見交換会は、パブリックコメントに比べて対話や議論によって、きめ細かな説明ができる等の特徴があります。
- ・ワークショップは、市民と市及び市民同士の共同作業を通じて、意見の合意形成を図り、一定の方向性を見出すことができる点に特徴があります。また、参加者が発言しやすい環境をつくることにより、多様な市民の意見を引き出すことができます。
- ・市民参画手続のうち、どの手法を選択するかについては、施策がどの段階（計画の設計段階、原案ができている状態など）にあるのか等、内容に応じて事業担当課が決定しており、市民自治推進課が随時相談に応じています。
- ・市民参画に関し職員の意識啓発を進めるとともに、意見交換会やワークショップの活用が広がるような施策を検討していきます。

(2) -① 幅広い市民や世代（高齢者、障がい者、サイレントマジョリティ等）への意見聴取が重要

(2) -② 若者（学生）世代の意見聴取が重要

【委員からのご意見】

深澤委員： 精神保健福祉に関する施策や障がい者共生のまちづくりの計画の策定等あたっては、学生、障がい者、障がい児、精神障害、依存症の当事者やご家族の意見を取り入れたり、審議会委員にも当事者の方々をメンバーに入れてほしい。

天野委員： 少子高齢化が進み、総量として若者の声が届きづらく、高齢者の声が届きやすい社会構造の中で、どうやって幅広い意見を求めていくか。

八木委員： 意見を言う人は、何らかの方法で意見を言おうとする。一方で、行政が本当に求めている意見は、声すら上げることのできない市民の意見ではないか。いわゆる、サイレントマジョリティの思いをいかに吸い上げるかが重要である。そのような意見等は、行政職員や議員等の普段の行動の中での気付きからでしか拾えないのではないのかと感じている。職員の意見を収集・整理し、行政に生かす何らかの方法が欲しい。

小山副会長： これから社会に出る若い世代に、その意義や役割を説明し、パブリックコメントに触れる機会を作る取組は、大いに意義がある。小学校→中学校→高等学校のそれぞれの段階で、少なくとも一度はパブリックコメントに触れる機会を作ってもらいたい。

松平委員： 大学生に話を聞くと、市民自治は大変遠く感じる内容であり、若者の意見というのは特に敬遠される印象がある模様。大学生時代から静岡市の自治問題について学び、提案する機会を大学と共同して設けてはどうか。

北川委員： 大浜公園の意見聴取の取組は良い事例である。小中学校のカリキュラムに市民参画を入れられないか。子どもの頃にまちづくりに参画することで、静岡市との絆や繋がりが生まれ、将来的に静岡市に戻ってくるきっかけにもなるのではないか。

- ①・条例の規定により、市民参画手続は原則としてパブリックコメントにより実施します。ただし、施策の内容に応じ、他の方法により実施することも可能です。また、パブリックコメントに加えて複数の方法で市民参画手続を実施するように努めることとされています。
- ・パブリックコメント含め、他の市民参画手続を併用するなどの方法で、広く意見を聴取するよう努めていきます。
 - ・静岡市障害者施策推進協議会条例では協議会の委員に当事者を含めるよう定められています。福祉分野に限らず、当事者を審議会の委員に加えるべきという点についてはご指摘のとおりであると考えますので、ご意見を審議会（附属機関）の担当課にお伝えします。また、パブリックコメントや意見交換会を通じて、当事者の意見を聴取するよう努めていきます。
 - ・職員の中には自主研究グループなどの活動を通して市への政策提案などを行っている例があります。また、実行委員としてVoice of しずおかに携わっている職員もいます。市民の一員として、パブリックコメント等に参画するように職員にも啓発していきます。
- ②・児童・生徒に市民参画の機会を提供することは、市にとっても、子どもたちにとっても意義のあることだと考えています。
- ・今回の大浜公園リニューアルに関する小中学校での意見聴取の取組は、市民参画の好事例として庁内で共有していきます。また、教育委員会と協力しながら児童・生徒の参画機会の拡充等について検討していきます。
 - ・本市では大学と包括連携協定を締結し、相互に連携・協力して地域課題の解決に取り組んでいるところです。また、高校生が地域課題を発見し企画する「高校生まちづくりスクール」というワークショップを実施しています。市民参画手続に関しても高校、大学と協働して取り組んでいけるよう、手法を検討していきます。

(3) 時代に合わせた新しい市民参画手続・意見聴取方法の検討（オンライン・SNS など）

【委員からのご意見】

天野委員： コロナ禍で対面機会に対しての抵抗感が強まり、対面での意見聴取が難しい中で、パブコメのような表面的な意見ではなく、深い意見を聞くために、社会変化に応じて、こういった参画機会をつくるのか。

山崎委員： 実際にアナログで参加するイベントが、コロナの影響で減少することが予想されるので、Voice of しずおか等と連携し、オンラインでの会合やイベントなどを周知し、実行していくことが必要かと考える。

日詰会長： コロナ禍、ニューノーマルの時代を踏まえ、既存の市民参画手続（4種）以外の手法を考えてみてはどうか。IT、DXを活用した次世代の市民参画の方法を今任期の議論のテーマとしてもよいと考える。例えばSNSの活用など。SNSを使った意識調査などの事例もある。

北川委員：障がいのある方や、時間のない方など、市民参画が難しい方の意見聴取も重要。気軽に参画できる手段（SNS等）の検討が必要ではないか。

- ・社会環境の変化に合わせ、市民参画手続の手法も変化していく必要があると考えています。
- ・また、パブリックコメントが広く意見を求める手法として適している一方で、ワークショップのように議論を深めることに適した手法もあります。ポストコロナ時代のワークショップの実施方法についてZoomなどのオンラインツールの活用などを含め検討していきます。
- ・市民意識調査のうち市政アンケートモニター調査については、インターネットで回答をいただいているところです。SNS等、ITを活用した市民参画の手法については、ご指摘のとおりだと考えていますので、今後の課題として検討していきます。

(4) その他

【委員からのご意見】

日詰会長：市民意見のフィードバックの仕方も工夫すべき。（事業所管課からの実施報告の際に反映状況の報告も付けさせる等）

深澤委員：静岡市市民活動促進協議会をはじめとする審議会について、メンバーの半分～2/3を女性委員にしてほしい。本市、本県は、女性の議員数等も全国的に少ない。まずは数だけでも増やしていただきたい。

- ・パブリックコメントに寄せられた意見について、計画等に反映した意見の件数を公表するよう改めます。
- ・静岡市における附属機関に関する指針において、審議会委員の定数における女性委員の割合が40パーセント以上になるよう努めるものとしています。この規定に合うよう女性委員の登用に努めていきます。

3 住民投票制度について

(1) 市民が経験を積む必要性

【委員からのご意見】

小山副会長：昨今の住民投票の実施請求などにより、静岡市民にも広く認知される制度になったのではないかと。とは言うものの、市民は、まだ住民投票を体験したことがない。そのような現状から考えて、現在の発議要件等は適切ではないかと考える。使いやすさや濫用の抑制については、そのバランスを十分考える必要があるが、そのためには市民も経験を積むことが必要ではないか。

松平委員：いろいろな手続を主体的に市民が求める文化が根付いていないのではないかと。住民投票実施請求の濫用については、事例ごとに考えて経験値を積み上げていくしかないのではないかと考える。

- ・住民投票に限らず、市民が、自身の意思で行政に参画していくという意識を醸成していくことが必要であることから、引き続き、市民参画手続の周知、意識醸成に取り組んでいきます。

(2) 常設型住民投票条例の検討

【委員からのご意見】

山崎委員：今回の清水庁舎について、関心度が高い区はやはり清水区であったが、本来「自分ごと」として捉えてもらうのが市民自治とするならば、常設型に設定し、関心をもってもらうのは1つの方法ではないかと考える。

八木委員：議会の市民意見集約機能が上手く働いていないのではないかと。行政と議会との緊張関係の醸成が住民にとって、より良い行政運営がなされるのではないかと。の観点から、『常設型』の住民投票制度が望ましいとも考えられる。

- ・住民投票の実施には、多額の費用が必要となります。(今回の清水庁舎に係る住民投票の場合は約 2.5 億円が必要になると想定していました。)
- ・このようなコストに対し、住民の意思を確認するため、住民投票を実施すべき重要事項かどうか、議会を通じて判断されるものと考えられます。
- ・常設型の場合には、一度条例を制定した後は、発議要件を満たした場合には(議会審議を経ずに)住民投票が実施されるため、そのメリット・デメリットを比較しながら慎重な議論が必要であると考えています。

(3) 署名収集期間の延長

【委員からのご意見】

小山副会長： 署名収集期間は、地方自治法に「2か月以内」という考え方がある以上、検討すべき案件と考える。

須佐委員： 自治基本条例に基づく住民投票の実施請求手続は、地方自治法に準じているが、地方自治法の改正により、署名収集期間に相違が生じている。地方自治法の改正を踏まえ、署名収集期間の整合を図るべきではないか。

- ・署名収集期間等について、地方自治法との整合を図るため、改正を検討します。

(4) その他

【委員からのご意見】

山崎委員： 住民投票の実施に伴う啓蒙活動による、市民の関心の高まりが期待されることから、SNS や電子投票などコストのかからない投票様式の確立や、また法整備などの議論も同時に起こるとよいかと考える。

北川委員： 住民投票のコストに対し、電子化などでコスト削減ができるが良い。

深澤委員： 新清水庁舎の整備計画について、市長の対話し、意見も反映したとの意見については、清水区民の疑問や不安については納得できる回答がされていないと感じている市民も多いと聞く。

- ・住民投票に至る前に、十分な市民参画による意見聴取、反映がなされることが重要であると考えています。
- ・これにあたり、案件ごとに適切な市民参画手続がなされていくよう、施策の立案や計画の過程において、幅広く市民参画手続が実施されるよう庁内における啓発に努めていきます。

4 審議会の進め方について

【委員からのご意見】

沼田委員： 本審議会の目的と委員に求められることを整理して、もう少し議論を集中させた方がよいのではないか。限られた時間の中で、民間の知恵や見識を業務に入れていくための審議会運営をお願いしたい。

松平委員： 今回はメール審議となり、仕方がない部分もあるが、焦点を何に当てて審議するのかが分りにくいところがある。

- ・今回の議論を受けて、例えば、新しい市民参画手続の手法や若者世代への意見聴取など、新たな検討事項が生まれたことから、次回審議会での議論の焦点として提示がきるよう、事例等の調査・研究をしていきたいと考えています。
- ・上記を踏まえ、審議会の今後の進め方について検討していきます。

意見に対する追加・補足意見

天野委員

日詰会長からもあったように、ウィズコロナ時代を見据えた静岡市の市民参画手続のあり方や手法開発の検討に焦点を絞った、審議会での議論を希望します。現状の市民参画手続では十分市民の声を政策に反映させられていないように現場では感じます。即導入は難しくとも、このタイミングで議論し、一つの方向性を示すことが、市民自治の推進を進めるこの審議会の責務にも思います。

松平委員

少しずれてしまうかもしれないのですが、市民の中には静岡に住んでいるのだけど静岡の市民として主体的に生きている、という感覚を持たない人たちがいると思います。

ソーシャルディスタンスという言葉で表現できるのかもしれませんが、所属しているという意識は、市の発展や平和につながる大切な要素であるため、疎外されている人たちをどのように巻き込んでいけるのか考えていきたい点です。

障がい者、被虐待児、DV 被害者、貧困者などなど、見えない人々の存在に気付くことが自治を推進するために大切であると考えます。

八木委員

1 市民参加と意見収集について

個人的意見として、本件については、大別して非日常行為と日常行為とに分けられると考えられます。私が重要視する部分は、非日常行為として当該事業を行う場合であって、日常行為としての当該事業が行われていることが、大事であり前提であると考えています。その意味で、『市民参加と意見収集』を常態する仕組みが求められると考えます。

そんな視点から、次の意見を述べさせていただきます。

(1) 意見交換会・ワークショップについて

重要なのは、ファシリテーター等の当該会議を牽引する人であると言えます。

会の意見が一つの方向に固まろうとした際には、あえて、逆方向の考え方を提示する等、これを繰り返すことで、強い意見等に流されることなく、会の雰囲気や説得ではなく、納得できる流れに持って行けるだけの知識と中立・公平性を保てる人を充てることが必須条件と言えます。

例えば、以前、NHK 教育テレビで放映されていた『ハーバード白熱教室』のマイケル・サンデル教授のような人が理想ではあるが、それは無理な話であることを前提に、ファシリテーター等は一人に限定せず複数で担うことを考えることが必要だと思います。

(2) 多くの人の意見の吸い上げについて

「意見を言わない人が悪い、意見を言わないと言うことは納得しているということ」と、よくこのようなことを言う方がいます。

しかし、行政の本旨は、弱者救済であり包括的には福祉政策と言えます。そこで考えるべきは、意見を言う人より、意見を言わない人、サイレントマジョリティの考えを如何に拾い上げ、行政施策に反映させるかに尽きます。

その一つとして、行政職員が日常業務等で拾い集めた意見を整理し『見える化』して欲しい。言い換えると、街中の市民の意見を拾い集め業務に反映することは、行政職員が立場に関わらず行政のプロとして、誰もが日常やるべき必須業務と考えます。

若者の意見についても、例えば学生なら「集めるより集まる場所に出掛ける」を旨とし、学校へ赴く等による意見収集や、あえて、意見収集のための場所を設けるのではなく、普段の何気ない集まりの中で意見収集するなどの方法も必要ではないかと思えます。

所謂、特別に目的があるから意見収集することも必要と思われませんが、普段から多種多様なカタチで意見収集を図ることで、日常の行政業務に反映させることが重要であること、また、普段集められた意見等をその都度、取りまとめ、事業に反映させる仕組みが必要と考えます。更に、意見交換会・ワークショップからの意見との比較も出来ることで、より個別事業の目的は勿論、包括的な行政目的も達成できると考えます。

その意味で、ネットを活用した市民参加・意見収集は、これを常態化する仕組みの一つと考えられます。

2 住民投票制度について

私感ですが、議員の最も必要な職務として、まずは市民の意見の吸い上げ口として行動するという職責を果たしていないと言えます。それは別とし、議員の立場から住民投票は、議会軽視との意見が出ることも立场上、当たり前と言えます。

一方で、事業を進める上で、行政トップが必要に応じて住民の意見を求めたいとの考え方が出てくるのも当然だと思われれます。そんな状況から、『常設型』の住民投票制度は住民にとっても必要不可欠のように考えます。良い意味で、行政と議会との緊張関係が醸成されることが、より良い行政運営がなされる基であり、住民にとっても望ましいものと考えられます。

また、先の『市民参加と意見収集について』が機能することで、住民投票制度の運用については、限定的になるように思われます。

審議結果

令和2年12月10日から開催しました、令和2年度 静岡市市民自治推進審議会について、各委員からのご意見を踏まえ、次のとおり対応・検討します。

1 審議会の意見を受けた対応について

- ・パブリックコメントに寄せられた意見の反映状況の公表
- ・静岡市自治基本条例に基づく住民投票実施請求に係る署名収集期間等の改正

2 今後の検討事項について

(1) 市民参画手続の実施促進

- ・住民の市民参画に関する意識醸成（情報発信）
- ・職員の意識啓発の促進（市民参画手続の実施促進、市民の一員としての参画）
- ・好事例（大浜公園に関する意見聴取）の庁内共有

(2) 幅広い市民からの意見聴取

- ・当事者や当事者団体への意見聴取の積極的な実施
- ・小中学校、高校、大学等との連携した市民参画手法の検討

(3) 時代に即した市民参画手続の研究

- ・SNSなどを活用した市民参画手法
- ・ワークショップ等におけるオンライン活用